

# 令和5年度 主な地方税法等の改正

## 自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割・種別割）

◎環境性能割の税率の適用区分の見直し

### 〈自動車税（自家用乗用車）〉

[改正前]（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030年度 燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度 燃費基準未達成

[改正後]（令和5～7年度） ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030年度 燃費基準 85%達成～	2030年度 燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度 燃費基準未達成	

### 〈軽自動車税（自家用乗用車）〉

[改正前]（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、
	2030年度 燃費基準 75%達成～
1%	60%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度 燃費基準未達成

[改正後]（令和5～7年度） ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車	
	2030年度 燃費基準 80%達成～	2030年度 燃費基準 80%達成～
1%	70%達成～	75%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度 燃費基準未達成	

注1 改正前・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置(2030年度燃費基準60%達成～：非課税)が令和5年12月末まで延長されました。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しが行われました。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しが行われました。

### ◎グリーン化特例

電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置（翌年度の種別割75%軽減）等について、適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。